

政治資金監査に関するQ & A

(趣旨)

貯金事務センターが発行する振替受払通知票の振替口座利用の手数料について、金額及び年月日は明らかであるところであるが、目的が「料金」としか記載されていない。しかし、当該「料金」は貯金事務センターに対して支払われるものであり、振替受払通知票の受取人が貯金事務センターに対して支出した料金は手数料であると推認されることから、当該手数料の領収書等に該当するものとして差し支えないと考えられる。

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

V-39 郵便振替受払通知票	
Q	貯金事務センターが発行する振替受払通知票は、振替口座利用手数料の領収書等として認められるか。
A	領収書等に該当します。